

かほく市体育施設利用に係る減免制度について

利用料金が減額又は免除となる対象については、次に示すとおりです。

利用料金を免除できるもの

1. 石川県体育協会又は河北郡市体育協会が利用するとき。
2. 石川県中学校体育連盟、加賀地区中学校体育連盟又は河北郡市中学校体育連盟が利用するとき。
3. 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校で、かほく市内の小学校、中学校又は幼稚園が利用するとき。
4. 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する児童福祉施設で、かほく市内の保育所が利用するとき。
5. かほく市内の社会教育団体が利用するとき。
6. 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人が利用するとき。
7. 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の交付を受けた者が利用するとき(介護人1人まで対象とする。)
8. かほく市内に住所を有する満65歳以上の者が利用するとき。ただし、かほく市高松グラウンド・ゴルフ場には適用しない。
9. 上記に定めるもののほか、市長が公益上特に必要があると認めるとき。

利用料金を減額できるもの(減額割合50%)

1. 石川県体育協会又は河北郡市体育協会の加盟競技団体が大会で利用するとき。
2. 学校教育法第1条に規定する学校で、かほく市外のものが大会で利用するとき。
3. 児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設で、かほく市外の保育所が利用するとき。
4. 上記に定めるもののほか、市長が公益上特に必要があると認めるとき。

備考

- 1 本表の「利用料金」とは、照明利用料金を除いたものをいう。
- 2 市長が公益上特に必要があると認めるときは、照明利用料金を減額し、又は免除することができる。
- 3 本表の「利用するとき」とは、事業を主催し、主管し又は共催することをいう(後援は含まない。)
- 4 本表の「かほく市内の社会教育団体」とは、体育協会、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ、文化協会、町会区長会連合会、地区公民館、地区壮年団連絡協議会、女性会、各種女性団体連絡協議会、子ども会、健康クラブ及び老人クラブ連合会をいう。